

平成28年6月17日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣様
文部科学大臣
総務大臣

下諏訪町議会議長 中村 奎 司

国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書

平成23年、国会において小学校1年生に35人学級を導入することが全会一致で義務標準法に盛り込まれ、附則で小学校2年生以降順次改訂することを検討し、財源確保につとめると決めました。しかし、翌年の平成24年度は法改正ではなく加配で小学校2年生を35人学級とし、それ以降国の35人学級は進んでいません。

長野県では平成25年度に35人学級を中学校3年生まで拡大し、小中学校全学年で35人学級となりました。しかし、義務標準法の裏付けがないため財政的負担は大きく、小学校では本来配置されるはずの専科教員が配置されなかったり、学級増に伴う教員増を臨時的任用教員の配置により対応するなど、課題も多く残されています。

いじめや不登校、生徒指導上のさまざまな問題への対応など多様化する学校現場に対応し、教員が一人ひとりの子どもと向き合い、行き届いた授業、きめ細やかな対応を可能にするためには少人数学級は欠かせません。このために厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において少人数学級を早期に実現する必要があります。

また、長野県では少子化が進むなかで、県や市町村が独自に教員を配置するなどして複式学級を解消していますが、地方自治体の財政的負担は大きなものとなっています。児童生徒数が少ない市町村においても行き届いた教育を実現するため、国の責任において複式学級を解消するよう学級定員を引き下げることが大切です。

以上のことから、豊かな教育を進めるため下記の点を強く要請します。

記

- 1 国の責任において計画的に35人学級を推し進めるために、義務標準法改正を含む教職員定数改善計画を早期に策定し、着実に実行すること。また、そのための教育予算の増額を行うこと。
- 2 国の複式学級の学級定員を引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。